

各介護保険事業者各位

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用できるよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用など、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され、事故等の発生が防止されますよう御理解・御協力を願います。

(本年6月6日付課長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html>

(平成24年8月28日付公表分)

○事故発生日：平成24年7月27日

○事故報告日：平成24年8月24日

○製品名：歩行補助車

○被害状況：重傷1名

○事故内容：

使用者が当該製品の上に置いていた荷物を降ろそうとした際、当該製品が動き、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。

○発生場所：福岡県

(参考)

(平成24年8月28日付公表分)

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120828kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120828kouhyou_1.pdf)

(平成24年8月31日付公表分)

○事故発生日：平成24年7月23日

○事故報告日：平成24年8月28日

○製品名：電動車いす（ジョイスティック形）

○被害状況：重傷1名

○事故内容：

当該製品から入浴専用車いすに移乗していたところ、跳ね上げてあった当該製品フットサポートの底面に足が当たり、負傷した。介助者による当該製品の操作状況を含め、現在、原因を調査中。

○発生場所：広島県

○備考

事業者が事故を認識したのは、8月20日

○事故発生日：平成 24 年 8 月 11 日

○事故報告日：平成 24 年 8 月 29 日

○製品名：介護ベッド用手すり

○被害状況：死亡 1 名

○事故内容：

当該製品をベッド頭側左右に 1 本ずつ設置して使用していたところ、使用者が、腰部は床に落ち、脚はベッドの足側右に設置していた家具とベッドの間で挟まり、頭部をベッド上に残した状態で発見され、死亡が確認された。現在、原因を調査中。

○発生場所：埼玉県

○備考

事業者名：パラマウントベッド株式会社

機種・型式：KA-19

当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものであるが、当該製品の使用者・所有者・管理者に向けて事故の危険性を周知するため、事業者名及び機種・型式を公表するもの

(参考)

(平成 24 年 8 月 31 日付公表分)

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120831kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120831kouhyou_1.pdf)

さらに、これまでに消費者庁及び製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する製品事故が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公表されています。関係団体や介護サービス事業者等に周知いただき、福祉用具の適切な使用と事故の防止にご活用下さい。

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）

<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>